

広報資料(ここに掲載されている情報は、発表日現在の情報です)

2012年(平成24年)2月18日

福島県弁護士会

会館へのソーラーパネルの設置について

福島県弁護士会は、今回の原子力発電所事故を受けて、今後のエネルギー政策は原子力発電から撤退したうえで、自然エネルギーの推進、省エネルギー及びエネルギー利用の効率化を政策の中核とすべきものと考え、2011年(平成23年)8月20日に開催した臨時総会において、「原子力発電所を廃止し、自然エネルギーへの転換を求める決議」を採択しました。日本弁護士連合会も、2011年(平成23年)7月15日に、「原子力発電と核燃料サイクルからの撤退を求める意見書」を発しています。

福島県弁護士会では、上記のエネルギー政策実現にむけて、福島県弁護士会館にソーラーパネル(9.66kW)を設置いたしました。

今後とも、福島県弁護士会では、ソーラーパネル設置などの自然エネルギーの推進、節電などによる省エネルギーの実現等、今私達ができることを実践するよう、取組を進めていきたいと考えております。

以上

(お問い合わせ先 福島県弁護士会事務局 電話番号:024-534-2334)

別紙 写真

